

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 8月16日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市〇区区民生活部まちづくり推進室（以下「まちづくり推進室」という。）が受理した平成19年から平成23年までの〇区グラウンド・ゴルフ協会会員登録表（以下「本件会員登録表」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月30日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が〇区グラウンド・ゴルフ協会（以下「本件協会」という。）の文書であり、実施機関において取得していないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 9月13日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件会員登録表は、本件協会の事務局を務めているまちづくり推進室の職員が受理し、会費の領収書を発行している。まちづくり推進室の職員が受理した本件会員登録表は、実施機関の行政文書になる。

(2) まちづくり推進室は、本件会員登録表に基づいて、本件大会の開催要項及び申込書を異議申立人あてに送付しており、まちづくり推進室が本件会

員登録表を保有していないのであれば、異議申立人あてに送付してくることはできないはずである。したがって、まちづくり推進室が本件会員登録表を保有していることは確実である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件協会は、本件協会の規約によれば、名古屋市〇区（以下「〇区」という。）在住のグラウンド・ゴルフ愛好者をもって組織し、大会開催を始め競技の指導及び普及に関する事業を実施する任意団体である。
- 2 本件会員登録表は、本件協会に対して入会を申し出、登録する文書であり、本件協会が取得し、保管する文書である。本件会員登録表をまちづくり推進室で取扱う場合も受理することなく、速やかに本件協会に回送するものであり、実施機関において取得又は保管する文書ではなく、条例第 2 条第 2 号に定める行政文書に該当しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件会員登録表について、条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書に該当するか否かが争点となっている。

2 本件協会について

本件協会は、〇区内のグラウンド・ゴルフ愛好者によって組織され、会員相互の親睦や健康の増進、グラウンド・ゴルフの普及及び振興に寄与することを目的とした団体であり、〇区役所と共催で協会大会を開催している。

本件協会の会長、副会長、会計、監事及び理事はすべて地域住民で構成されており、実施機関の職員は、役員等に就任していないことが認められる。

また、本件協会の運営については、本件協会の理事会での意思決定を経て施行されている。

3 本件会員登録表の作成又は取得について

(1) 本件協会の事務局はまちづくり推進室に設置されており、その事務は本件協会の役員等の意思決定を経て、実施機関の職員が担当している。

(2) 本件協会の運営は、理事会で行われており、その役員は、上記 2 で述べたとおり、地域住民で構成され、実施機関の職員は、事業運営について中

心的な役割を果たしていない。

(3) また、実施機関は、本件協会の運営に対して補助金及び負担金を交付していない。

(4) 以上の状況に鑑みると、本件協会の事業運営は地域住民を構成員とした理事会で決定されていると認められ、また、実施機関から団体に対して補助金及び負担金の支出もないことから、実施機関から独立した地域団体であると認めることができる。

(5) したがって、本件会員登録表は、本件協会の職員としての事務を、実施機関の職員が行うことにより、作成又は取得しているものと認められる。

4 条例第 2条第 2号該当性について

上記 3で述べたように、本件会員登録表は、形式的には、実施機関の職員が作成又は取得していることから、実施機関が管理している行政文書に該当するか否かを判断する。

(1) 行政文書とは、条例上、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義されている。

(2) このうち、管理しているものとは、当該文書を事実上支配している状態を意味すると解されるどころ、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実には有していれば、管理しているものに該当するが、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合には、当該文書を現実には支配しているとは認められないため、管理しているものにも該当しないと認められる。

(3) 本件会員登録表について、その取扱いについて調査したところ、当該文書は、本件協会からの依頼に基づいて、実施機関の文書とは別のキャビネットに保管されており、本件協会の役員等から返却の要請があれば直ちに返却するものとされている。

また、本件会員登録表の廃棄の権限も、本件協会にあり、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）等の実施機関の規程に則って処理されているものではないと認められる。

(4) したがって、本件会員登録表について、実施機関は、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を現実に有しておらず、一時的に預かっている場合に該当することから、実施機関が管理しているものとは認められない。

(5) 以上のことから、本件会員登録表は、条例第 2条第 2号に規定する行政文書には、該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 9月26日	諮問書の受理
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月31日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月21日 (第132回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成24年 2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
4月23日 (第137回審査会)	調査審議
5月16日 (第138回審査会)	調査審議
5月25日	答申